

収納管理WT議事（令和5年7月21日～令和5年7月27日開催）

#	仕様書分類	要件ID	件名	確認事項フック	WT確認事項	回答集約（地方団体構成員）	方針
2	機能要件	0140016	納付情報管理	②意見照会	「ペナダ」納付管理人が設定されている場合は、名寄せで表示されること。」と「年金保険者である場合は、その旨が表示されること。」は独立した要件で良いか確認がありました。 【確認】 こちらは別個の要件となりますので、機能IDを分割して定義するよう修正して問題ないでしょうか。	(A)：提案の通り、機能IDを分割して定義するよう修正して問題ありません。 (B)：問題ありません。 (C)：問題ありません。 (D)：意見なし (E)：意見なし (F)：問題なし (G)：意見なし (H)：問題ありませんが、そもそも年金保険者であることの表示が必要なのか疑問があります。 (I)：問題ありません。 (J)：意見なし (K)：意見なし (デジタル庁)：賛論ありません。	問題ないとの意見が多いため、確認の通り機能IDを分割して再定義します。
3	機能要件	0140093	調定がない場合の消込（個人住民税）	②意見照会	「ペナダ」機能ID：0140094、0140097に「保留」や「前定」の消込状態となっていないデータに対する要件が規定されているが、そもそもどいつの場合に保留や前定の消込状態とするかを明記してほしいとの意見がありました。 【確認】 法人住民税と同様に、「個人住民税において調定情報がない場合、課税システムから収納管理システムに調定情報が連携されるまで納付を保留扱いとする。または前定の消込扱いとする（ただし過納納税扱いしない）」こと。」という文言を追加して問題ないでしょうか。	(A)：追加内容の文言について、提案の通りで問題ありません。 (B)：問題ありません。 (C)：問題ありません。 (D)：意見なし (E)：問題なし (F)：問題なし (G)：意見なし (H)：データ連携のタイミングのずれは他の税目でも起こる可能性があることから個人住民税に限定する必要はありますが、個人住民税の記載は削除が妥当と考えます。 (I)：問題ありません。 (J)：意見なし (K)：意見なし (デジタル庁)：賛論ありません。	確認の通り機能要件を修正します。
4	機能要件	0140112	口座情報管理	②意見照会	「宛名、対象税目毎に、口座情報、納付方法（全期前納/期別）、メモを管理（設定・保持・修正）できること。」について、「ペナダ」で「廃止日」と「振替終了日」は同義であり、廃止日を個別管理する必要はないとの意見がありました。 【確認】 口座情報として「廃止日」を管理する必要性の有無についてご教示ください。必要性がない場合は機能要件から削除する予定です。	(A)：「振替終了日」があれば「廃止日」は不要と考えます。 (B)：問題ありません。 (C)：問題ありません。 (D)：意見なし (E)：問題なし (F)：問題なし (G)：意見なし (H)：データ連携のタイミングのずれは他の税目でも起こる可能性があることから個人住民税に限定する必要はありますが、個人住民税の記載は削除が妥当と考えます。 (I)：問題ありません。 (J)：意見なし (K)：意見なし (デジタル庁)：地方公共団体の運用等についての確認事項と思われるため回答無しさせていただきます。	「廃止日」と「振替終了日」は同義であることや、「廃止日」を残して「振替終了日」を削除してほしいとの意見があるため、「振替終了日」を削除し「廃止日」に統一します。
5	機能要件	0140116	口座情報管理	①共有	「ペナダ」機能ID：0140116と0140123は内容が重複しているため修正すべきとの意見がありました。また、各税目の区別（-）が分かりにくいため表裏を修正すべきとの意見がありました。 上記を踏まえ、以下の通り要件を修正予定です。 ＜修正後＞ 個人住民税、森林環境税、軽自動車税（種別別）、固定資産税それぞれについて、口座情報管理ができること。 軽自動車税（種別別）、固定資産税の口座は宛名単位で管理できること。	(A)：意見なし (B)：意見なし (C)：承認しました (D)：意見なし (E)：了解 (F)：修正案のおお (G)：意見なし (H)：全ての税目について宛名単位で管理させることが想定されるので最後の部分で税目を指定する必要はないと考えます。なお、個人住民税等であっても相続承継の関係で同一人物を複数の宛名で課税することがあります。 (I)：良いと思います。 (J)：意見なし (K)：意見なし (デジタル庁)：用語集の記載より、通知番号は原則として通知書毎に異なる認識です。提示したいような文言は用語集の定義と異なっているように読み取れかねないため、機能要件及び用語集について、記載の検討もいただきたく思います。	確認の通り修正いたします。
6	機能要件	0140123	口座情報管理	②意見照会	「固定資産税の口座は通知番号単位で管理できること。」について、通知番号単位で管理する場合は、年度ごとに通知番号が変更されない運用が前提とされています。 【確認】 「要件の考え方・理由」に以下を追加して問題ないでしょうか。 「通知番号単位で口座管理を行う場合は、年度ごとに通知番号が変更されない運用を想定している」	(A)：問題ありません。 (B)：問題ありません。 (C)：問題ありません (D)：意見なし (E)：問題なし (F)：左記のおお (G)：意見なし (H)：本件は宛名番号ごとに管理されること同義の機能であると思われる。 (I)：問題ありません。 (J)：意見なし (K)：意見なし (デジタル庁)：用語集の記載より、通知番号は原則として通知書毎に異なる認識です。提示したいような文言は用語集の定義と異なっているように読み取れかねないため、機能要件及び用語集について、記載の検討もいただきたく思います。	本要件は標準オプション機能のままとし、要件の考え方・理由には特段追加は行わないこととします。
7	機能要件	0140080	消込処理（共通納税）	②意見照会	「ペナダ」納税者IDから消込先の特定が行えない場合は実態として多く発生しているため、指定番号を基にした消込も可能とする意見がありました。 【確認】 新機能IDとして以下を追加予定です。よろしいでしょうか。 ＜新機能（標準オプション機能）＞ 納税者IDによる消込先が特定できない場合は納付情報管理ファイルに含まれている指定番号情報を基に消込処理ができること。	(A)： 提案の通り、納税者IDによる消込先の特定が行えない場合は納付情報管理ファイルに含まれている指定番号情報を基に消込処理を追加して問題ない。 ただし、消込結果として「納税者IDを基にした消込」か「指定番号情報を基にした消込」かどうか、分かるようにした方が、以降の処理のために望ましい。 (B)：問題ありません。 (C)：問題ありません (D)：意見なし (E)：良い (F)：ペナダへ確認必要 (G)：意見なし (H)：問題ありません。 (I)：良いと思います。 (J)：意見なし (K)：意見なし (デジタル庁)：賛論ありません。	新機能として確認の通り追加します。 なお、A市の意見を踏まえ、なお、指定番号情報をもとに消込処理を行う場合は、その旨が把握できること」を追加します。
8	機能要件	0140003	賦課情報取込（当初）	②意見照会	3.0版に「固定資産税については、共有分の分割額（区分所有ではない一般的な共有分を指して納付する方法。）については、共有構成員ごとの持分割合で按分した賦課情報を個別に取り込むこと。」と要件追加しましたが、「ペナダ」で按分した賦課情報を取り込むのは難しいとの意見がありました。 【確認】 要件は、共有分の納付書を発行する際、納付書には共有構成員ごとに按分した税額を記載する必要があるので、調定情報を按分する必要はないから以下の通り要件を再修正して問題ないでしょうか。 【(略) 調定額を共有構成員ごとの持分割合で按分した金額を個別に取り込むこと。】	(A)：「ペナダ」で按分した調定情報を取り込むのは難しいとの意見があったのであれば、この機能は削除したほうが。 (B)：問題ありません。 (C)：問題ありません (D)：意見なし (E)：意見なし (F)：個別に取り込むことを可とする (G)：意見なし (H)：1つの調定に別々の納付書で納付されているのであり、按分している状況と同じであることから、機能要件として定義する必要はなく、共有不動産は標準納付義務であり、本機能は法律上ではない一部自治体のみ仕舞える機能であると考えられるので、削除が妥当と考えます。（そもそも例えば3人で1/3ずつの場合の集約をどうするかという問題もあります。）敷て言うのが持分割合に応じた納付書が作成できる機能（集約をどうするかという問題は残ります）が妥当であると考えます。 (I)：問題ありません。 (J)：意見なし (K)：意見なし (デジタル庁)：ペナダのご意見に同意します。 メモ機能と納付書金額入力等により対応可能であると考え、按分税額で納付書を作成することは一部自治体で住民サービスの一環として行っている処理であり法定されている手続ではないこと、データ要件・連携要件修正に伴う開発影響の観点より、当分としては削除が良いと考えます。	実装が困難である指摘があることや法定手続きではないこと、WT構成員が要件による運用を想定していないこと等を総合的に勘案し、本要件については削除（修正の取り下げ）いたします。
9	機能要件	0140357 0140358	合算納付書	②意見照会	「ペナダ」同一課税年度で課税年度が異なる場合に、合算納付書で消込し実際の会計管理上で問題が発生する懸念があるとの意見がありました。 【確認】 合算納付書で同一課税年度をまとめる場合、異なる課税年度が含まれていても問題はないでしょうか。 問題がない場合、機能0140358の「要件の考え方・理由」記載を以下の通り修正します。 ＜修正前＞ 課税年度と課税年度が一致するものを纏めるという趣旨ではない。 ＜修正後＞ 課税年度、課税年度が一致することも問題ない	(A)：合算納付書で同一課税年度をまとめる場合、異なる課税年度が含まれていても問題はない。 ＜修正後＞の文言は、混れからすると下記の内容では？ 課税年度、課税年度が一致しなくても問題ない (B)：問題ありません。 (C)：異なる課税年度が含まれる場合、現年と過年により日表が分けられるのであれば問題ないと思えます（日表計算をどうするかという問題もあります）。敷て言うのが持分割合に応じた納付書が作成できる機能（集約をどうするかという問題は残ります）が妥当であると考えます。 (D)：意見なし (E)：問題なし (F)：合算納付書の使用無 (G)：意見なし (H)：自治体での消込方法の問題です。納付書のQR情報を元に消込みを行うのであれば、課税年度も課税年度も異なっても問題はありません。（QRに内蔵されている納付書番号からシステム内部に格納されている税目情報を参照して消込を行うため） 消込を元OCRを使い消込データを作成して消込む場合はおそろ異なる年度には対応できないと思えます。 自治体の運用に合わせてまとめる納付書の制限をかけることができるようになることがよいと考えます。 (I)：問題ありません。 (J)：意見なし (K)：意見なし (デジタル庁)：地方公共団体の運用等についての確認事項と思われるため回答無しさせていただきます。	ペナダ意見の通り同一課税年度かつ同一課税年度と要件を修正します。

10	機能要件	O140408	詳細情報取込 (当初)	②意見照会	<p>「種別ごとの検査の要否」について、ペナドリ機能O140408は取込の要件であるため、軽自動車税課システムで項目管理し、収納管理システムへ連携すべきと意見が出ています。</p> <p>【確認】 こちらについて、現行どのような運用でご告知ください。 ①課課システム側で要否を判定し結果を収納管理に連携 ②課課システム側で要否を判定せず収納管理側で管理</p> <p>(A市)：現行は課課システム側で要否を判定せず収納管理側で管理 ただし、準用納税証明書の証明期間等の判定も課課システム側で要否を判定し結果を収納管理に連携して、ペナドリ機能O140408は取込の要件であるため、軽自動車税課システムで項目管理し、収納管理システムへ連携すべきと意見が出ているのではありません。 ①課課システム側で要否を判定し結果を収納管理に連携 でも問題はないと考える、軽INKSへの収納情報連携ファイルが問題なく行えることが必須条件。</p> <p>(B市)：◎ (C市)：意見なし (D市)：意見なし (E市)：◎ (F市)：意見なし (G市)：意見なし (H市)：一応お答えしていますが、本市では課課と収納が同一システムであるためどちらも難しいです。 (I市)：◎の運用。 (J市)：意見なし (K市)：意見なし (デジタル庁)：地方公共団体の運用等についての確認事項と思われるため回答無しとさせていただきます。</p>	<p>本項目は継続検査用納税証明書を出力するうえで必要な項目となるため、変更必須機能のままとします。 なお、「種別ごとの検査の要否」は課課側で管理しております。「種別」で検査の要否は判定されるため、誤り訂正いたします。</p>
11	機能要件	O140019	未納情報管理	②意見照会	<p>「世帯員や固定資産税の共有者、個人住民税・森林環境税(特別徴収)の特別徴収事業所を名寄せして表示できること」について、ペナドリ名寄せし未納者台帳に表示することは連携機能であるとの意見がありました。</p> <p>【確認】 意見を踏まえ、名寄せしない方針で以下の連携要件を修正して問題ないでしょうか。 「世帯員や固定資産税の共有者、個人住民税・森林環境税(特別徴収)の特別徴収事業所を表示できること。」</p> <p>(A市)：問題ありません。 (B市)：問題ありません。 (C市)：問題ありません。 (D市)：意見なし (E市)：問題なし (F市)：左記のおつ (G市)：意見なし (H市)：問題ありません。 (I市)：問題ありません。 (J市)：意見なし (K市)：意見なし (デジタル庁)：地方公共団体の運用等についての確認事項と思われるため回答無しとさせていただきます。</p>	<p>問題などの意見が多数のため、確認の通り修正します。</p>
12	機能要件	O140267	延滞金計算	②意見照会	<p>「法令に基づいた方法で、自動おとし手動で延滞金計算ができること」について、ペナドリ条例による減免措置は対象外としていただきたいとの意見がありました。</p> <p>【確認】 条例による減免措置は含まない想定のため、「要件の考え方、理由」にその旨を追記して問題ないでしょうか。</p> <p>(A市)：問題ありません。 (B市)：問題ありません。 (C市)：問題ありません。 (D市)：意見なし (E市)：問題なし (F市)：問題なし (G市)：意見なし (H市)：別に意見させていただきましたが、滞納整理側で減免率を指定した減免機能が、それを元に滞納整理側で延滞金を算出して収納側に連携するか、減免率及び期間を滞納整理側から取り、その情報を中心に延滞金計算できる機能しかければ、滞納整理側の減免機能は課課のいともなってしまうます。こちら併せて整理をお願いします。なお、現行でも地方税法に基づき滞納による減免及び滞納滞延減免には対応する必要はあるとの認識でよろしいでしょうか。 (I市)：問題ありません。 (J市)：意見なし (K市)：意見なし (デジタル庁)：賛論ありません。</p>	<p>問題などの意見が多数のため、確認の通り修正します。 なお、地方税法に基づき減免措置には対応する想定です。</p>
13	機能要件	O140158	各種通知書作成	②意見照会	<p>「全期前納の口座不能については、不納となった場合、再振替を行わない場合は期別納付に切り替える/しないを選択できること」について、ペナドリ期別納付に切り替えという選択は連携機能であるとの意見がありました。</p> <p>【確認】 以下の連携要件を修正して問題ないでしょうか。 ・全期前納の口座不能については、不納となった場合、再振替を行わない場合は期別納付に切り替え可能なこと。(実装必須機能) ・全期前納の口座不能については、不納となった場合、再振替を行わない場合は期別納付に切り替え可能なこと。(標準オプション機能)</p> <p>(A市)：問題ありません。 (B市)：問題ありません。 (C市)：問題ありません。 (D市)：意見なし (E市)：問題なし (F市)：市は期別納付のみ (G市)：意見なし (H市)：切り替え可能なことですが、切り替えしない選択ができるように感ずる、以降の期別の口座納付を行わないの判定であると思えますので、再振り込みを行わない場合は「IF」が問題ありません。 (I市)：意見なし (J市)：意見なし (K市)：意見なし (デジタル庁)：地方公共団体の運用等についての確認事項と思われるため回答無しとさせていただきます。</p>	<p>確認の通り修正いたします。</p>
14	機能要件	O140118	口座情報管理	②意見照会	<p>ペナドリ「分納の口座振替を行っている団体はかあり少なく、かつ、その場合でも通常の引き落とし口座別に分納用の口座を管理することは事務上の負担が大きいため標準オプション機能にすべき」との意見がありました。</p> <p>【確認】 滞納側でもオプションでの整理していることや上記意見を踏まえ、標準オプション機能としてはいかがでしょうか。</p> <p>(A市)：問題ありません。 (B市)：問題ありません。 (C市)：問題ありません。 (D市)：意見なし (E市)：良い (F市)：分納口座振替 (G市)：意見なし (H市)：問題ありません。 (I市)：問題ありません。 (J市)：意見なし (K市)：意見なし (デジタル庁)：地方公共団体の運用等についての確認事項と思われるため回答無しとさせていただきます。</p>	<p>本要件は実装型を「標準オプション機能」へ変更いたします。</p>
15	機能要件	O140156	各種通知書作成	②意見照会	<p>ペナドリ「口座振替通知を発行している自治体でも、送付可否の管理まで要求された場合は少ないため標準オプション機能にすべき」と意見がありました。</p> <p>【確認】 類似機能である機能O140159と同様に、本機能も標準オプションとしてよいでしょうか。</p> <p>(A市)：問題ありません。 (B市)：問題ありません。 (C市)：問題ありません。 (D市)：意見なし (E市)：良い (F市)：良い (G市)：意見なし (H市)：問題ありません。 (I市)：問題ありません。 (J市)：意見なし (K市)：意見なし (デジタル庁)：地方公共団体の運用等についての確認事項と思われるため回答無しとさせていただきます。</p>	<p>本要件は実装型を「標準オプション機能」へ変更いたします。</p>
16	機能要件	O140408	詳細情報取込 (当初)	②意見照会	<p>「種別ごとの検査の要否」について、ペナドリ「項目の意味について要件の考え方や理由にて補足すべき」との意見がありました。</p> <p>【確認】 以下の通り補足説明を追記して問題ないでしょうか。 ・「種別ごとの検査の要否」については、継続検査用納税証明書の出力要件を判定するために必要な管理項目として定義している。</p> <p>(A市)：問題ありません。 (B市)：問題ありません。 (C市)：問題ありません。 (D市)：意見なし (E市)：問題なし (F市)：問題なし (G市)：意見なし (H市)：問題ありません。 (I市)：問題ありません。 (J市)：意見なし (K市)：意見なし (デジタル庁)：賛論ありません。</p>	<p>「種別ごとの検査の要否」「種別」へ修正し、要件の考え方や理由を追記します。</p>
17	機能要件	O140376	納税証明書発行 (軽自動車税(種別別))	①共有	<p>「(略) 口座振替済み通知と一体型の継続検査用納税証明書を一括及び個別で出力できること。』について、過去のWTにて口座振替済み通知と継続検査用納税証明書をそれぞれ出力する運用でも問題ないという結論となつたため、以下の連携要件を修正します。</p> <p>「(略) 継続検査用納税証明書を一括及び個別で出力できること。」</p> <p>(A市)：問題ありません。 (B市)：意見なし (C市)：承認しました (D市)：意見なし (E市)：問題なし (F市)：修正で良い (G市)：左記のとおりして問題ありません。 (H市)：意見なし (I市)：良いと思えます。 (J市)：意見なし (K市)：意見なし (デジタル庁)：意見なし</p>	<p>確認の通り要件を修正します。</p>
18	機能要件	O140384	各種統計資料作成	②意見照会	<p>「市町村徴収実績に関する統計情報の出力ができること。』について、当該調査は廃止され、新たに「地方財政状況調査」における「市町村税の徴収実績(表番号6)」にて同様の調査をしています。</p> <p>【確認】 以下の連携要件を修正します。 ・地方財政状況調査における市町村の徴収実績(表番号6)に関する統計情報の出力ができること。</p> <p>(A市)：問題ありません。 (B市)：問題ありません。 (C市)：承認しました (D市)：意見なし (E市)：問題なし (F市)：左記のとおり 毎月の実績ができると良い (G市)：意見なし (H市)：今後調査方法の変更が想定されることから、EUC機能を活用してデータ抽出すればいいと考えられるので本機能は廃止はいいでしょうか？ (I市)：良いと思えます。 (J市)：意見なし (K市)：意見なし (デジタル庁)：賛論ありません。</p>	<p>本要件については要件を修正しうえで標準オプション機能とします。</p>
19	機能要件	O140284	対象抽出処理	①共有	<p>本要件の実装区分について、税務システム標準仕様書(第2.1版)(2023年3月未改訂)で「実装必須機能」から標準オプション機能に変更となっております。こちらは誤記であり、正しくは「実装必須機能」ですので3.0版にて修正いたします。</p> <p>(A市)：問題ありません。 (B市)：問題ありません。 (C市)：承認しました (D市)：意見なし (E市)：問題なし (F市)：左記のとおり (G市)：意見なし (H市)：意見なし (I市)：良いと思えます。 (J市)：意見なし (K市)：意見なし (デジタル庁)：意見なし</p>	<p>確認の通り修正いたします。</p>

20	機能要件	0140198	充当先の選択	②意見照会	<p>ベンダ、構成員より「過納納金を滞納処分費へ充当するケースが想定され、その場合は充当した事実のみならず充当金額や充当年月日の管理も必要であると意見がありました。</p> <p>【確認】 意見を踏まえ、以下の通り要件を修正して問題ないでしょうか。 ＜修正後の要件＞ 過納納金から滞納処分費へ充当できること。充当した事実として、充当時の金額、充当元期別、日付を管理（設定、保持、修正）できること。（実績必須機能→標準オプション機能へ変更） ＜要件の考え方・理由＞ 滞納処分費へ充当しなくては把握できず、滞納処分費の金額を入力し、その分を過納納金から差し引くことが必要である。また、滞納処分費に充当した事実を把握できるよう、その時の金額、充当元期別、日付なども管理する必要があるため記載した。また、滞納処分費を財務会計システムで管理する地方団体もあることから、標準オプション機能とした。なお、滞納処分費の調定機能は滞納管理システムで対応している。</p>	<p>(A)：本市では滞納処分費を徴収していませんので、回答できません。 (B)：滞納処分費を徴収していないため不明です。 (C)：問題ありません。 (D)：意見なし (E)：問題なし (F)：オプション機能が良い (G)：意見なし (H)：本件では滞納処分費を優先的に充当する必要があるので、単に充当の登録時に充当先を必ずせずに登録できることを希望したものです。表現が適切ではなかったように思いますが、滞納処分費の調定して実際の金額の管理まで要望しているものではありません。あまで過納納金の解消のために滞納処分費へ充当した事実（期別、金額、日付）のみ登録できればよいのであり、それ以上を求めている訳ではありません。何か実現に当たって可能性はありますが、もしも実現した場合には別に対応する方法があるため、必須機能を希望します。調定から金額を管理する機能がオプションであることは問題ありません。 (I)：問題ありません。 (J)：意見なし (K)：意見なし (デジタル庁)：賛論ありません。</p>	左記の通り要件の修正および標準オプションへ機能へ修正します。
21	機能要件	0140198	滞納処分費への充当	意見照会	<p>デジタル庁より「滞納管理システムID0140198について、「滞納処分費へ充当する場合、充当の事実を管理できること」という機能があるが、そのうちベンダを定義すればよいという範囲があり、改めて滞納で発生する滞納処分費がどのような運用を取れば良いかを確認します。</p> <p>以下の事務手順と、それをもとにした意見修正案について、ご意見をお願いいたします。</p> <p>【前提】 ・滞納処分費は配当換価が間に合わず、過納納金充当されるのが種にある ・取納期においては、過納納金の滞納処分費への充当は、主に以下のデータが管理されれば良い 充当した金額 充当した日付 充当元の期別 充当後の過納納金</p> <p>【意見修正案】 備考欄に、充当の事実として、充当した金額、充当した日付、充当元の期別、充当後の過納納金等の情報が、収納システム上確認可能かどうかをご想定し、お返答。</p>	<p>(A)：本市では滞納処分費を徴収していませんので、回答できません。 (B)：滞納処分費を徴収していないため不明です。 (C)：問題ありません。 (D)：意見なし (E)：問題なし (F)：オプション機能が良い (G)：意見なし (H)：上記に同じ (I)：良いと思います。 (J)：意見なし (K)：意見なし (デジタル庁)：地方公共団体の運用等についての確認事項と思われるため回答無しとさせていただきます。</p>	事務手順正案の通り修正します。 なお、事務手順正案の「充当後の過納納金」については記載しない方針です。
22	機能要件	0140148	収入調集計表（納付方法別）	②意見照会	<p>ベンダより、調定期別の納付方法を管理していないため、納付方法別の調定期別、収納率、不納欠損額、未納額出力はできないとの意見がありました。</p> <p>【確認】 以下の通り要件を修正予定して問題ないでしょうか。 税目ごとに、各期別の収納実績（収納額、遅付額、遅付未納額、充当額、納付方法等）を掲載した集計表。 金額だけでなく件数も出力可能とする。</p>	<p>(A)：近年納付方法が多様化して、税目単位だけでなく、各調定期別ごとの納付方法別内訳の資料の提供が求められる機会が多くなつた。 しかし、ベンダより、「調定期別の納付方法を管理していないため、納付方法別の調定期別、収納率、不納欠損額、未納額の出力はできない」という意見であれば、修正もやむを得ないではないかと。 (B)：問題ありません。 (C)：問題ありません。 (D)：意見なし (E)：問題なし (F)：左記のとおりが良い (G)：意見なし (H)：本件の意図が分かりません。本件のベンダから納付方法とは何を指す言葉なのでしょうか？機能ID0140112の全期前納付期別納付の分けのことでしょか？それと口座振替や納付書（QR、銀行、コンビニの別）という納付チャネルのことなのでしょうか？情報がなく集計ができないという意見に対して修正案に納付方法の項目があるのはなぜなのでしょう？何を求めているものなのかご教示ください。 (I)：問題ありません。 (J)：意見なし (K)：意見なし (デジタル庁)：賛論ありません。</p>	調定期別の納付方法を管理していないことや、標準0140003、0140006等の標準で代用可能なことから、本機能は削除（修正の取付）いたします。
23	機能要件	0140132	納税証明書	②意見照会	<p>ベンダより「車両単位で納税証明書を出力すべき」との意見がありました。</p> <p>【確認】 主な出力条件に「車両単位」を追加して問題ないでしょうか。なお、車両単位で出力した場合は明細備考欄に車両番号を印字する予定です。</p>	<p>(A)：問題ありません。 (B)：問題ありません。 (C)：問題ありません。 (D)：意見なし (E)：問題なし (F)：車両単位が良い (G)：現状、「車両単位」で発行しているため、出力条件への追加を希望します。明細備考欄の、承認しました。 (H)：問題ありません。 (I)：良いと思います。 (J)：意見なし (K)：意見なし (デジタル庁)：地方公共団体の運用等についての確認事項と思われるため回答無しとさせていただきます。</p>	出力条件に「車両単位」を追加し、車両番号は備考下の備考欄に出力することとします。
24	機能要件	0140005	収納簿	②意見照会	<p>ベンダより「近年では実装を要求された事例がなく、オンライン画面上での確認ができる標準オプション機能とすべき」との意見がありました。</p> <p>【確認】 意見を踏まえ、標準オプション機能としてよいでしょうか。</p>	<p>(A)：問題ありません。 (B)：問題ありません。 (C)：問題ありません。 (D)：意見なし (E)：問題なし (F)：左記のとおりが良い (G)：意見なし (H)：問題ありません。 (I)：良いと思います。 (J)：意見なし (K)：意見なし (デジタル庁)：地方公共団体の運用等についての確認事項と思われるため回答無しとさせていただきます。</p>	確認の通り修正いたします。
25	機能要件	0140142	滞納繰越リスト	②意見照会	<p>ベンダより「実装を要求された事例も少なく、標準オプション機能とすべき」との意見がありました。</p> <p>【確認】 意見を踏まえ、標準オプション機能としてよいでしょうか。</p>	<p>(A)：問題ありません。 (B)：問題ありません。 (C)：問題ありません。 (D)：意見なし (E)：問題なし (F)：左記のとおりが良い (G)：意見なし (H)：問題ありません。 (I)：良いと思います。 (J)：意見なし (K)：意見なし (デジタル庁)：賛論ありません。</p>	確認の通り標準オプション機能へ変更いたします。
26	機能要件	0140131	払込取扱票	②意見照会	<p>ベンダより「共通納税の普及に伴い、郵便振替払込取扱票の需要も減り、今後は不要になってくると思われる。また、金融機関側でも積極的な取り扱いは見込めないため、標準オプション機能とすべき」との意見がありました。</p> <p>【確認】 意見を踏まえ、標準オプション機能としてよいでしょうか。その場合、機能0140341も標準オプション機能に変更します。</p>	<p>(A)：問題ありません。 (B)：問題ありません。 (C)：問題ありません。 (D)：意見なし (E)：問題なし (F)：左記のとおりが良い (G)：意見なし (H)：問題ありません。 (I)：郵便振替払込取扱票の需要が減少するかどうかは不明です。 (J)：意見なし (K)：意見なし (デジタル庁)：地方公共団体の運用等についての確認事項と思われるため回答無しとさせていただきます。</p>	払込取扱票については必要とする団体は一定数存在すると想定されるため、実装必須標準のままとします。
27	機能要件	0140132	納税証明書	②意見照会	<p>【確認】 以下の通り修正してよいでしょうか。 「主な出力条件」に、「課税年度」と「事業年度」を追加するよう修正します。また、レイアウト上の「課税年度」を「N年度」とし、課税年度および事業年度に対応できるように修正します。 事業年度単位出力の場合、「年度」欄に事業年度を出力するよう課税表を修正します。 なお、申出区分の出力については、全国意見照会No926で確認しております。</p>	<p>(A)：問題ありません。 (B)：問題ありません。 (C)：問題ありません。 (D)：意見なし (E)：問題なし (F)：左記のとおりが良い (G)：左記のとおりとして問題ありません。 (H)：問題ありません。 (I)：良いと思います。 (J)：意見なし (K)：意見なし (デジタル庁)：賛論ありません。</p>	課税表の項目を「年度」に修正し、事業年度単位で出力する場合はそれぞれ事業年度を印字するよう課税表を修正いたします（意見照会#926関連）。なお、課税年度でまとめた証明書を出力する場合は明細備考欄に事業年度を出力します。
28	印字項目	01401158 か	前貸状（法人住民税）ほか	②意見照会	<p>教示文の桁数について、課税表では「63字/8行」に定義しています。ベンダより「現在一般的に印字している教示文は約600字あるため、桁数を増やすべき」との意見がありました。</p> <p>【確認】 ご意見を踏まえ、「63字/10行」に増やすことを想定していますが、こちらで充足するかご教示ください。</p>	<p>(A)：問題ありません。 (B)：文字数や内容も重要ですが、その分文字の大きさが小さくなりすぎないよう留意してください。 (C)：各標準の教示文は「7印字して約、38字×17行、49字×13行、等です。10行と3行程度不足するよと想われます。 (D)：現行の教示文を記載するに「63字/20行」が必要ですが (E)：意見なし (F)：充足しない (G)：充足する (H)：意見なし (I)：問題ありません。 (J)：良いと思います。 (K)：意見なし (デジタル庁)：賛論ありません。</p>	APPLIC7の意見では例文として600字程度の例文が提示されているため、その桁数を課税表に記載することとします。（意見照会#939）

29	印字項目	0140119ほか	簡便状(個人住民税・森林環境税)(圧着はがき)ほか	②意見照会	3.0版に「教示文」を印字項目に追加予定です。 【確認】 印字位置はレイアウト最右面を想定していますが、問題ないでしょうか。問題がある場合、現在の簡便状(圧着はがき)の教示文印字位置についてご教示ください。 回答の際は、添付資料【参考】圧着はがき構成に記載の表面/裏面、各番号をお示しください。	(A)：問題ありません。 なお、本市では現在個人住民税の簡便状に圧着はがきを使用していないため、現在の印字位置は教示できません。 (B)：裏面右側(④)で問題ありません。 (C)：問題ありません (D)：意見なし (E)：◎ (F)：問題なし (G)：意見なし (H)：印字スペースの問題で最右面は難しく思われます。本市では④の位置に印刷しているものが多いため、「本納額」は「本税」が突出し思われます。 また、今まで申請ありませんが、簡便状は選やかに滞納金額の納付を促すもので本市では現在印字していません。指定期限を入れるのであれば簡便状の延滞金については指定期限の延滞金にするのか、簡便状発送時の延滞金にするのかも決めておく必要があるかと思えます。なお、いつ時点の延滞金であるかも明示するようにお願いいたします。 (I)：問題ありません。 (J)：意見なし (K)：意見なし (デジタル庁)：賛論ありません。	簡便状の場合は表面の最右側に、簡便状納付書の場合は裏面に印字する旨記載します。なお、「フリップ」も可止いたします。(意見照会#937)
30	印字項目	0140038ほか	口座振替不能通知兼納付書(専用紙)ほか	②意見照会	印字項目「通知書番号」について、法人住民税は納税通知書が発行されないため、繰元表にて法人の場合には、法人番号または法人を一意に特定可能な番号を印字して記載いたします。 ペナスタの「法人番号」を一意に特定可能な番号に包含されることから削除すべきとの意見がありました。 【確認】 意見を踏まえ、「法人」を一意に特定可能な番号に統一するよう修正して問題ないでしょうか。なお、番号体系はペナスタの実装と変換することを想定しており、備考欄にその旨を追加予定です。	(A)：問題ありません。 (B)：繰元表に口座振替不能通知兼納付書は作成されないため、印字項目の定義は不要とさせていただきます。 (C)：問題ありません (D)：意見なし (E)：問題なし (F)：問題なし (G)：問題なし (H)：問題ありません。 (I)：問題ありません。 (J)：意見なし (K)：意見なし (デジタル庁)：賛論ありません。	確認の趣意を修正いたします。
31	印字項目	0140031	口座振替開始(変更)通知(汎用紙)ほか	②意見照会	印字項目「通知書番号」の備考「法人」の場合は、法人番号または法人を一意に特定可能な番号を印字して、ペナスタの申告税である法人住民税については、口座振替を実施しないため記載不要との意見がありました。 【確認】 ペナスタの意見のとおり、法人住民税については口座振替がないという認識で良いでしょうか。	(A)：問題ありません。 (B)：そのとおりです。 (C)：問題ありません (D)：意見なし (E)：良い (F)：良い (G)：結構良い (H)：問題ありません。 (I)：良いと思えます。 (J)：意見なし (K)：意見なし (デジタル庁)：地方公共団体の運用等についての確認事項と思われるため回答無しとさせていただきます。	法人住民税の場合は口座振替を行うため、口座振替に関する備考の繰元表から「法人」を一意に特定可能な番号」として記載を削除します。(意見照会#335)
32	印字項目	0140134	継続検査用納付書(汎用紙)	①共有	印字項目3「住所(所在地)」印字項目4「氏名(名称)」について、継続検査用納付書(圧着はがき)と整合を取るためスタンプ表示も可能とする旨繰元表へ追記します。	(A)：問題ありません。 (B)：問題ありません (C)：承知しました (D)：意見なし (E)：問題なし (F)：良い (G)：左記のとおりと問題ありません。 (H)：意見なし (I)：良いと思えます。 (J)：意見なし (K)：意見なし (デジタル庁)：意見なし	確認の趣意の繰元表を修正します。(意見照会#661)
33	印字項目	0140129	合算納付書	②意見照会	3.0版案にて、領収証書を他の納付書と同様式にするよう修正しましたが、「合算納付書」の場合、各納付書の納期部分に納期が記載されているため領収証書の納期の印字は不要との意見がありました。 【確認】 合算納付書の領収証書について、納期部分に「左記(左記) 明細の通り」等の文言を印字するよう繰元表及び備考レイアウトを修正する方針で問題ないでしょうか。	(A)：問題ありません。 (B)：問題ありません。 (C)：問題ありません (D)：意見なし (E)：問題なし (F)：不使用 問題なし (G)：意見なし (H)：問題ありません。 (I)：問題ありません。 (J)：意見なし (K)：意見なし (デジタル庁)：賛論ありません。	「明細の通り」やスタンプなど出力するよう繰元表及びレイアウトを修正します。
34	印字項目	0140037ほか	口座振替不能通知兼納付書(圧着はがき)ほか	②意見照会	圧着はがきの納付書(納入済通知書)に記載しているOCR文字について、貴団体が現行利用している帳票の印字行数・桁数を教示ください。	(A)：本市で現行、圧着はがき型の納付書を利用していません。 (B)：いずれの帳票も1行30桁です。 (C)：本市では発行していません (D)：意見なし (E)：2行34桁 (F)：意見なし (G)：意見なし (H)：2行×2桁です。 (I)：3行×34桁 (J)：意見なし (K)：意見なし (デジタル庁)：地方公共団体の運用等についての確認事項と思われるため回答無しとさせていただきます。	圧着はがきはMPN標準様式ではなくOCR文字の桁数及び行数は自治体側の実装と変換をお願いします。(意見照会#68)
35	レイアウト	0140076	送付充当通知	②意見照会	送付充当通知について、APPLIC様よりレイアウトの修正案が提示されています。 ※添付資料【参考】簡便レイアウト修正案(送付充当通知書) 【確認】 こちらの修正案で問題ないか確認をお願いします。 ＜主な修正箇所＞ ・充当明細を2ページ目に出力 ・過払明細を13行に増加 ・教示文を1ページ目に出力 ・備考欄に個人住民税の充当額は納付委託額を含みますと印字	(A)：問題ありません。 (B)：徴収年度(徴収款)の過払納額を1か所に充当する場合、充当明細が充当通知ごとに出力されるため、納期部分がつかなくなると思えます。 過払明細を13行(12行?)→期別が1印字のため納期部分に対応できないように思われます。 備考欄の「納付委託額」は何を指すのか納付書にはわかりにくいので、「森林環境税の委託納付」等に修正していただけますか。 (H)：1-1-3の書きかきの改行の位置が気になります。 2ページ以降の充当明細のサンプルが有りませんが前回と同じレイアウトでよいでしょうか。充当先の氏名名称がありますか、共有等の別管理番号と併せて充当する場合があるか、この場合は管理番号ごに作成する認識でよいでしょうか。 (I)：問題ありません。 (J)：意見なし (K)：意見なし (デジタル庁)：賛論ありません。	APPLICより提案いただいた修正レイアウト案を基に、1ページに教示文を印字し、2ページ目を充当明細を記載するレイアウトといたします。 また、帳票上の記載は充当のままとし、備考欄に委託納付分を含むという趣旨の文言を記載するよう繰元表に追記します。(意見照会#933,934)
36	レイアウト	0140038 0140109ほか 0140109ほか	口座振替不能通知兼納付書(専用紙) 簡便状兼納付書(圧着はがき)	②意見照会	納付書付着位置はがきについて、APPLIC様よりレイアウトの修正案が提示されています。 ※添付資料【参考】簡便レイアウト修正案(納付書付着はがき) 【確認】 こちらの修正案で問題ないか確認をお願いします。 ＜主な修正箇所＞ ・マル公、原付部 「兼払込受領証」の文言削除 ・マル公、カカ公共通。 「コンビニエンスストア」を「コンビニエンスストア等」に修正 「コンビニ」を「コンビニ等」に修正 ※圧着様式のコンビニコード上部のみ「CVS等」	(A)：当市では簡便状に圧着はがきを使用しないため、割愛させていただきます (B)：問題ありません 領収証書の「領収日印」枠下に「収入印紙不要」の記載が抜けています。 (C)：問題ありません (D)：意見なし (E)：問題なし (F)：問題なし (G)：意見なし (H)：問題ありません。 (I)：問題ありません。 (J)：意見なし (K)：意見なし (デジタル庁)：賛論ありません。	B市の意見を反映しうすで修正案の通りとします。
37	レイアウト	0140038 0140104ほか 0140129	口座振替不能通知兼納付書(専用紙) 簡便状兼納付書(専用紙) 納付書	②意見照会	納付書付着位置について、APPLIC様よりレイアウトの修正案が提示されています。 ※添付資料【参考】簡便レイアウト修正案(納付書付着専用紙) 【確認】 こちらの修正案で問題ないか確認をお願いします。 ＜主な修正箇所＞ ・マル公、原付部 「兼払込受領証」の文言削除 ・マル公、カカ公共通。 「コンビニエンスストア」を「コンビニエンスストア等」に修正 「コンビニ」を「コンビニ等」に修正 コンビニ受払日時を記載し不審な個人情報を提示しないよう、「納入済通知書」・原付先「領収証書」の順序から、「納入済通知書」・原付先「領収証書」・送付先「の順序に変更 ※領収証書と送付先の間で切りたんで封緘できる予定。 i.e. QRコードの印字が毎添付統一QRコード納付書の作成基準(2022年3月31日付)に合わせ、QRコード左側縦書きに変更	(A)：問題ありません。 (B)：問題ありません (C)：問題ありません (D)：意見なし (E)：問題なし (F)：問題なし (G)：意見なし (H)：問題ありません。 (I)：問題ありません。 (J)：意見なし (K)：意見なし (デジタル庁)：賛論ありません。	修正案の通りとします。

38	レポート	0140129	合算納付書	②意見照会	合算納付書について、3.0版案にて修正案を提示したところですが、APPLIC様より再度レポートの修正案が提示されています。 ※添付資料【参考】帳票レポート修正案（合算納付書） 【確認】 こちらの修正案で問題ないか確認をお願いします。 ＜主な修正箇所＞ ・「コンビニエンスストア」を「コンビニエンスストア等」に修正 ・「コンビニエ」を「コンビニ等」に修正 ・コンビニエ変換時に不要な個人情報を提示しないよう、「納入済通知書・原簿」・「送付先・領収証書」の順序から、「納入済通知書・原簿」・「領収証書」の順序に変更 ※領収証書と送付先の順で印刷した上で封緘できる想定。 ・送付先欄のNN●●年度（NN●●年度分）全期前納分について、2行としていたが、2行である必要はないため、1行に変更 ・「小計」を「合計」に変更	(A市)：問題ありません。 (B市)：納入済通知書タイトル下の年度、税目、期別は（NN●●年度（NN●●年度分）固定資産税：都市計画税（9ヶ月）の第9ヶ月）は、原簿や領収証書と同じ（全期分）では、納入済通知書及び原簿の「納期別」は日付が入っていますが、領収証書の納期別と同様に「明細のとおり」等にすべきでは。（当市の合算納付書では空欄） ・宛名下の各期明細欄に「通知書番号」の記載がない。 (C市)：問題ありません (D市)：意見なし (E市)：問題なし (F市)：問題なし (G市)：意見なし (H市)：問題ありません。 (I市)：問題ありません。 (J市)：意見なし (K市)：意見なし (デジタル庁)：異論ありません。	B市の意見を反映したうえで修正案の通りします。 なお、同一課税年度・同一課税年度で合算する場合は通知書番号は各期別欄に通知書番号は印字されない想定です。
39	レポート	0140133 0140134	継続検査用納税証明書（庄瀬はがき） 継続検査用納税証明書（汎用紙）	①共有	印字項目「納税済年月日」について、帳票レポート上は「納税年月日」となっているが「納税済年月日」に修正します。	(A市)：問題ありません。 (B市)：意見なし (C市)：承認しました (D市)：意見なし (E市)：問題なし (F市)：左記で良い (G市)：左記のとおりして問題ありません。 (H市)：意見なし (I市)：問題ありません。 (J市)：意見なし (K市)：意見なし (デジタル庁)：意見なし	確認の通り修正いたします。
40	その他	-	整理番号	②意見照会	帳票を一意に特定できるように、各帳票に「整理番号」を印字するよう請求書にて定義しています。こちらについて、ペンタより「年度内でも一意（年度が違えば番号の重複可）なのか、年度を問わず一意（年度が違っても番号の重複不可）なのか、どちらを想定しているのか」と意見がありました。 【確認】 整理番号について、年度内でも一意と年度を問わず一意のどちらが望ましいかご指示ください。現在整理番号の運用を行っている団体（宛先番号以外の番号体系を使用している団体）については、現行運用も踏まえて回答ください。	(A市)：現行運用はしていませんが、印字するのであれば、年度間一意が望ましいと考えます。 (B市)：全ての帳票を確認したわけではありませんが、当市では年度間一意に特定できるように運用しており、検索・集計等を想定する同様の運用の方が望ましいと考えます。 (C市)：現行は帳票を整理番号で管理していないため、どちらでも問題ありません (D市)：意見なし (E市)：年度内 (F市)：年度内でも一意で良い (G市)：収納整理に関する全ての帳票について「整理番号」を印字するのでしょうか。 (H市)：意見なし (I市)：年度を問わず一意が望ましい。 (J市)：意見なし (K市)：意見なし (デジタル庁)：システム移行時に移行前後のシステムにおける整理番号の重複を回避する観点から、年度内でも一意の運用が望ましいと考えます。	団体によって運用が異なるため、仕様書上では明記しないこととします。
41	その他	業務フロー 6.1.～6.2.	・決算処理（3月） ・決算処理（5月）	②意見照会	ペンタより「滞納決算処理を5月に実施する自治体についても限定されるような記載となるため修正すべき」と意見がありました。 【確認】 意見を踏まえ、以下の通り修正して問題ないでしょうか。 ・決算処理（3月）⇒ 決算処理（滞納決算） ・決算処理（5月）⇒ 決算処理（現在決算）	(A市)：問題ありません。 (B市)：問題ありません。 (C市)：問題ありません。 (D市)：意見なし (E市)：問題なし (F市)：良い (G市)：意見なし (H市)：問題ありません。 (I市)：問題ありません。 (J市)：意見なし (K市)：意見なし (デジタル庁)：異論ありません。	確認の通り修正いたします。
42	レポート	0140104 8 か	簡便状兼納付書（個人住民税・森林環境税）（専用紙）8か	①共有	コンビニエンスコードを印字する納付書について、バーコード使用期限がレポート上に記載されていない帳票があるため、一律で追記します。	(A市)：問題ありません。 (B市)：意見なし (C市)：承認しました (D市)：意見なし (E市)：問題なし (F市)：意見なし (G市)：意見なし (H市)：意見なし (I市)：問題ありません。 (J市)：意見なし (K市)：意見なし (デジタル庁)：意見なし	確認の通り修正いたします。